

回 覧

令和 6 年 10 月 8 日

肥田町民
自治会役員
自警団員

のみなさんへ

肥田町公民館
防火管理者 成宮克美

消 防 訓 練 実 施 に つ い て

秋涼の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
近年、町内の消防訓練が実施されていませんでしたので今回下記の内容で執り
行います。当日は町の文化祭でもあり町民皆様さんのご参加とご協力の程よろし
くお願いします。

『防火管理』とは

火災の発生を未然に防止し、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限
に留めるため、必要な万全の対策を樹立・実践すること。

* 防火訓練は定期的に実施する事を定めています。

・・・消防法施行令第 3 条の 2・・・

記

1.実施時期

- ・ 日 時：10 月 20 日（日曜日）午前 9 時 30 分～10 時 00 分
- ・ 場 所：公民館東隣の空地

2.訓練内容（自警団員さんに応援いただきます）

- ・ 消火器の取り扱い
- ・ 消火器による消火活動

“公民館は肥田町の大切な財産です”

使用後は火の元、戸締まり、電気設備のスイッチ等の確実なチェックを！！
ご協力をよろしくお願いします！！